

## 裁判員経験者との意見交換会議事概要

青森地方裁判所

日 時 平成23年11月24日（木）午後2時20分～午後4時20分

場 所 青森地方裁判所大会議室（5階）

出席者 司会者 長 秀 之（青森地方裁判所長）

裁判官 小 川 賢 司（青森地方裁判所刑事部部総括判事）

検察官 新 河 隆 志（青森地方検察庁次席検事）

弁護士 猪 原 健

（青森県弁護士会弁護士，裁判員裁判に関する委員会委員長）

裁判員経験者1番 30代女性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 50代男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代女性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 30代男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 40代男性（以下「5番」と略記）

### 【議事要旨】

#### 1 趣旨説明，自己紹介等

##### （司会者）

時間が参りましたので，ただ今から，裁判員経験者と法曹三者との意見交換会を始めます。本日の司会を務めさせていただきます青森地方裁判所長の長と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて，本日の意見交換会を開催する趣旨としましては，大きく2つあります。まず1点目として，裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想をうかがい，今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいということです。

次に2点目として，これから裁判員裁判に参加される県民の皆様には，直接経験された方々の生の声をお伝えすることにより，不安感や負担感の解消につながる前向きなメッセージになるのではないかとということです。

こうした趣旨のもと、本日は、5名の裁判員経験者と検察庁、弁護士会及び裁判所からそれぞれ1名ずつをお招きしております。

5名の裁判員経験者の皆様には、率直な本音の御感想、御意見を述べていただければと思います。また、検察官、弁護士、裁判官も出席しておりますので、皆さんからお尋ねになりたいことがあれば、なんなりと質問してください。

それでは、今回出席された方々の御紹介に移りたいと思います。

はじめに、法律家の方々から自己紹介をお願いします。

### **(検察官)**

青森地方検察庁の次席検事の新河と申します。よろしく申し上げます。地検の捜査及び公判の全部を統括する立場にありまして、皆様が参加された裁判について、起訴、つまり裁判にかける決裁をいたしましたし、皆様が参加された事件の公判は、すべて傍聴しています。本日は、貴重な御意見をいただける機会ということで、楽しみにしておりますので、ぜひ、率直な御意見をお聞かせ願えればと思っております。

### **(弁護士)**

弁護士の猪原と申します。よろしく申し上げます。青森県弁護士会の裁判員裁判に関する委員会委員長をしております。昨年2件、今年2件の裁判員裁判を担当しました。本日参加いただいた裁判員経験者が担当した事件についても弁護人として、担当させていただきました。本日は、忌憚のない御意見をいただければと思っております。

### **(裁判官)**

青森地方裁判所裁判官の小川です。一昨年からは、裁判長を務めさせていただいております。本日御列席の裁判員経験者の皆様ともチームを組んで、裁判を担当させていただきました。本日は、再会できまして本当に懐かしい思いがいたします。毎回ベストを尽くしてきたつもりですが、今のやり方が唯一絶対のものとは考えておりません。もっと工夫して良くしていけるところはないかと常々考えて

おりますので、本日は限られた時間の中ではありますが、裁判員経験者の皆様から率直な御意見や御感想をいただければと思っております。

**(司会者)**

次に、本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様から、お一人ずつ、自己紹介も兼ねて、担当した事件名などを紹介いただければと思います。また、裁判員裁判に参加された全体的な感想や印象なども簡単にお話しいただければと思います。

それでは、1番の方からお願いします。

**(1番)**

住居侵入、強盗傷人事件の裁判員をしました。よろしくお願いします。裁判官や職員の方々に親切にさせていただいたほか、分かりやすく説明していただき、やりやすかったという印象です。

**(2番)**

現住建造物等放火、詐欺事件の裁判員をしました。旅館や一流ホテルに来たような接客の態度で、裁判所はこんなに親切なところなんだと思いました。最初は、ほとんどの方が何で選ばれたんだろう嫌だなという感じでしたが、終わったときにはいい経験をしたという気持ちでしたし、ぜひ、他の人にもやってもらいたいという思いになりました。

**(3番)**

現住建造物等放火、詐欺事件の裁判員をしました。裁判官や職員の方々からよくしていただいて、逆に申し訳ないという気持ちがしましたし、審理を一生懸命やらなければいけないと思いました。

**(司会者)**

3番の方が担当した事件は、2番の方と同じ事件で、被告人が犯罪事実を認めていた事件でしたか。

**(3番)**

そうです。

**(司会者)**

1 番の方が担当した事件も被告人が犯罪事実を認めていた事件でしたか。

**(1 番)**

そうです。

**(4 番)**

現住建造物等放火，詐欺，非現住建造物等放火事件の裁判員をしました。最初は，なぜ，選ばれたのだろう。まさか自分がという思いでしたが，最後までやってみて，いい経験をさせてもらったという気持ちです。裁判員を経験をしたからこそ，これまで，裁判が一切関わりがないものから興味のあるものになりました。今は，いろいろな裁判に興味深く見えていますし，これからもそうだと思います。今日はよろしくお願いします。

**(5 番)**

現住建造物等放火などの事件の裁判員をしました。裁判官には気をつかってもらったり，分かりやすく解説してもらって，裁判員は慣れない審理に集中することができました。非常に勉強になりましたし，素人には難しいと感じることもありましたが，義務というか役割を果たしてほっとしたのを覚えています。

**(司会者)**

5 番の方は，被告人が犯罪事実を認めていた事件でしたか。

**(5 番)**

そうです。

**(司会者)**

4 番の方は，争いがあった事件でしたか。

**(4 番)**

一部争いがありました。検察官と弁護人の意見が食い違っていました。

## **2 審理についての感想・意見**

## **(司会者)**

それでは、法廷での審理手続に沿って、御感想や御意見をうかがいたいと思います。審理手続の流れとしては、検察官の起訴状朗読に始まり、被告人と弁護人が事件についての陳述をし、それに引き続いて、証拠調べ手続に入ります。証拠調べの最初に、検察官と弁護人とが順次、冒頭陳述を行います。冒頭陳述は、皆様、御経験されたとおり、その裁判において、証拠によって証明しようとする事実やどういう証拠があるかを検察官と弁護人が主張します。その上で、捜査報告書や供述調書を取り調べ、証人尋問、被告人質問へと進みます。そして、検察官の論告、弁護人の弁論、被告人の最終陳述と進み、結審されます。まず最初に、冒頭陳述についてお尋ねしたいと思います。

検察官、被告人双方の冒頭陳述は、いかがでしたでしょうか。分かりやすかった点や、逆に分かりにくかった点についてもお聴かせいただきたいと思えます。

1番の方から順にお願いします。

## **(1番)**

私が担当した事件は、関係者が多くて、どんどん登場人物が出てきて、話を聞くだけで混乱してしまい、頭の中を整理するのに時間がかかりました。犯行の計画段階からの時系列表のようなものがあると、それぞれが話していることが、もっと分かりやすかったと思いますし、何日のことかなとか分かりやすかったと思います。

配付された書面等については、どちらかといえば検察官の方が分かりやすかったと思います。それにメモをして自分なりに整理しました。

## **(2番)**

私が担当した事件ではよく分かりました。いただいたメモもカラーで分かりやすいものでした。

## **(3番)**

検察官は分かりやすく、すごくいい仕事をしていると思いました。

**(司会者)**

それは、口頭での説明と書面のどちらですか。

**(3番)**

両方です。

**(4番)**

冒頭陳述で、検察側の資料は、カラーで見やすく、登場人物の関係性も略図があって非常に分かりやすくなっていたという印象です。弁護側は、文字だけの説明だったので、印象としては、分かりやすい、見やすいのは検察側だと思いました。

**(5番)**

私も同様です。検察官の方が資料を作り慣れているという印象がしました。検察官の資料に弁護側の資料をつきあわせてという場面では、弁護側の情報がちょっと少ない気がしました。

**(司会者)**

法廷では、被害者や共犯者の供述調書、被告人の供述調書などが読み上げられたと思いますが、供述調書の内容は理解しやすかったですでしょうか。理解しやすかった点や、逆に理解しにくかった点についてお聴かせいただきたいと思います。1番の方が参加された事件では、関係人が多数出てきたようですが、どうだったでしょうか。

**(1番)**

いろんな人が自分に有利なことを言うので、人が出てくるほど、混乱する感じがしたので、それを自分なりに整理するのに時間がかかりました。

**(司会者)**

関係人の供述調書の内容がそれぞれ違うので、その関係を整理するのに手間取ったということでしょうか。

**(1 番)**

そうです。

**(司会者)**

1 番の方が担当した事件は、証人尋問は行われなかったようですが、被害者や共犯者の供述調書を朗読するのをお聞きになるより、関係者のうち、何人かから直接話を聞いた方が分かりやすかったということはありませんか。

**(1 番)**

あります。この人の顔を見て、信憑性があるのかどうか判断したいと思うこともありました。

**(司会者)**

5 番の方が参加された裁判では、被害者の尋問は行われましたか。

**(5 番)**

いいえ。

**(司会者)**

被害者の供述調書の朗読で、被害の実情はおおよそ理解できましたか。

**(5 番)**

はい。検察官からの説明で理解することができました。ただ、被告人と被害者の関係性の深いところについては、検察官から出た資料だけでは判断の材料としては足りない気がしました。

**(司会者)**

証人尋問で聞きたかったという感想でしょうか。

**(5 番)**

できれば被害者からも話を聞きたいとは思いました。弁護側から欲しい判断材料が全部は出てこないの、そこを推察するのが難しいと感じました。

**(司会者)**

被害の実情を実感を持って理解するためには、被害者から直接話を聞く機会

があった方がよいという意見ですか。

**(5番)**

そうです。他の裁判員からもそのような意見が出ていましたし、私もそう感じました。

**(司会者)**

2番、3番、4番の方が参加された裁判は、被告人ABCの共犯の事件で、2番と3番の方はABについて、4番の方はCについて担当されました。

ABの裁判では、Cの証人尋問が行われなかったようですが、直接Cから話を聞いたかったということはあるでしょうか。

**(2番)**

裁判員全員がCの話を聞いてみたいとは思っていました。

**(司会者)**

Cから話を聞くことによって、どういった点について理解が深まるとお考えになりましたか。

**(2番)**

本当にCは何を考えて、他の2人を引き込んだのかという点についてです。

**(司会者)**

3番の方はいかがですか。

**(3番)**

2番の方と同じです。

**(司会者)**

4番の方が担当したCの裁判では、Bの証人尋問はあったようですが、Aの証人尋問がなかったことについてはどうですか。

**(4番)**

Aを証人として調べなくても十分理解できました。他の裁判員から、直接話が聞ければという話も出ていましたが、それほど強いものではありませんでした。

た。

**(司会者)**

次に、証人尋問や被告人質問についてですが、尋問等の内容は分かりやすかったでしょうか。

5番の方からお願いします。

**(5番)**

私の担当した事件では、検察側の方が、目標とするプレゼンを戦略的にやっていたという印象がしました。

弁護側の質問は、私たちに分かって欲しいことをうまく引き出せず、ちょっと不足していた印象がしました。

被告人に質問することにちょっと抵抗があったのですが、休廷の際、裁判長から聞きたいことがあったら遠慮なく質問してくださいと言われたので、勇気を出して質問しました。

**(司会者)**

4番の方はどうでしょうか。

**(4番)**

検察官、弁護人の質問も私たちが聞きたいところを聞いてくれて理解しやすかったという印象です。

**(司会者)**

3番の方はどうでしょうか。

**(3番)**

70歳過ぎの被告人の母親を証人として法廷に呼ぶのはどうかと思いました。

**(2番)**

審理はスムーズでよく分かりました。最初、被告人Aは、仏とか神様とかの信心から心が重くて自首したと言っていましたが、審理が進むにつれてそうではない事情もあるということが、よく分かりました。

**(1 番)**

検察官，弁護人とも分かりやすかったと思います。足りなかったことは，裁判官や他の裁判員の質問でだいたい分かりました。

**(司会者)**

論告・弁論の際に配られる検察官の論告メモや弁護人の弁論要旨などの内容は分かりやすかったでしょうか。分かりやすかった点や，逆に分かりにくかった点などについて，お聴かせいただきたいと思います。

1 番の方から順にお願いします。

**(1 番)**

それぞれの方の主張が分かりやすかったと思います。

**(2 番)**

分かりやすかったと思います。

**(3 番)**

分かりやすかったと思います。

**(4 番)**

先ほど言い忘れたのですが，検察官，弁護人が専門用語を使用して質問をした場面で，質問されている側が分からないという表情をしたとき，それを言い換えて質問をしていたので，分かりやすかったです。

論告と弁論についてですが，検察官については，かみくだいて説明をしてくれて分かりやすかった印象です。弁護人については，最後のまとめで二，三難しい言葉がありましたが，評議室で，裁判官から説明を受けて理解することができました。

**(5 番)**

検察官の方が慣れている印象でしたし，非常に理解しやすかったです。弁論については，分かりやすかったのですが，弁論するに当たっての材料が不足しているのかなという印象でした。

**(司会者)**

ここで、検察官、弁護士から何か聞いてみたい点はありますでしょうか。

**(検察官)**

1番の方から、登場人物が多くて大変だったという趣旨の話がありました。

1番の方の担当した事件は、関係者の個々の供述を拾っていくと、被告人質問でも出てこない新しい情報が出てきて、網羅的にやりすぎると、情報が多くなりすぎるのかなと考え、我々も苦心しました。裁判員にもご負担を掛けてしまい申し訳なかったなと思っています。

関係者がたくさん出てくる事件で証拠をどれくらい絞り込んで立証するのかというのが課題だと思いました。

検察官の資料等が分かりやすいという評価をいただきました。我々としては、裁判員の皆様の気持ちになって、読んだとき、どう思うだろうか、分かってもらえるかどうかといったことを考えて書類を作っていますが、実際どう受け取ってもらっていたのかは気になっていたところですので、今回の意見交換会でいただいた意見を今後の執務に生かしていきたいと思います。ありがとうございました。

**(弁護士)**

1番の方の事件は、私が担当しました。被告人が暴力団員でしたが、裁判員の方に抵抗感はありませんでしたか。

**(1番)**

被告人が暴力団員だということは、公判当日に聞きました。裁判員に選ばれた時点でいろいろと調べれば分かったとは思いますが、私は調べたりはしませんでした。

関わりのない世界だったので、恐怖感がありましたし、裁判所からの帰りに後ろを振り返ったりしたこともありました。判決の時、実際はそうではなかったようなのですが、傍聴席にかっぷくのよい方が座っていたときも緊張感を感じ

じました。本当に暴力団関係者だったら怖いなと思いました。

**(弁護士)**

2番と3番の方の事件も私が担当していたのですが、A、Bの量刑が分かれています。どうしてこのような差が出たのか、守秘義務に触れない程度でお願いします。

**(2番)**

自首したかどうか、どちらがどちらを引き込んだかどうかということだと思います。判決にも書いてあったとおりです。

**(裁判官)**

法廷での判断材料の提供の仕方については、いつも悩んでいるところですが、皆様の御意見を聞いて、やはり、被告人や証人に直接法廷で話を聞くというのが、調書を朗読してもらうより分かりやすいですし、裁判員の方からも突っ込んで話を聞いて確認していただくことができますので、判断を固めていくためには、よりよい方法なのだなどと改めて気付かされた次第です。ありがとうございました。

**3 評議・判決についての感想・意見**

**(司会者)**

評議では、十分に意見交換できたという御感想でしょうか。また、評議においては、裁判官から、法律用語や法律解釈についての説明があったかと思いますが、それは分かりやすかったですでしょうか。

1番の方から順にお願いします。

**(1番)**

分かりやすく説明してもらったので、そんなに混乱しませんでした。専門用語も分かりやすく説明してもらいました。

**(2番)**

ホワイトボードに細かく書いてもらって、とてもよく分かりました。裁判官

の3名の方が誘導してこっちに持っていこうということもなく、意見を取り上げてくれ、我々も真剣に議論できました。

**(3番)**

2番の方と同じです。ホワイトボードに書いてもらい、それについて議論をしていたので、非常に分かりやすかったと思います。

**(司会者)**

量刑を評議する際には、過去の裁判の量刑データが参考資料として示されたと思いますが、その点も含めての感想をお願いします。

**(4番)**

裁判長自らがホワイトボードに書き込んで、量刑や専門用語の説明、過去の似たような事例についての話等は、判断材料の参考となりました。他の裁判官2名の方の意見も聞くことができましたし、分かりやすかったということになります。

**(5番)**

刑の幅について、ホワイトボードに書いて説明してもらいました。最終的には、みんなが納得いく意見に落ち着いたと思います。

**(司会者)**

裁判官がまとめた判決書の内容は、評議の結果が十分反映されたものになっていたでしょうか。

**(5番)**

意見がすごくよくまとめられていただけでなく、被告人に対するみんなの思いまでもすべて盛り込まれていたのです、みんなの思いが伝わってよかったと思っています。

**(4番)**

分かりやすくまとまっていたと思いますし、明確だったと思います。

**(3番)**

裁判員の意見が十分反映されていて、すばらしいとしか言いようがありません。皆さんがプロの方々なので、勉強にはなるのですが、私のような素人がここにいていいのかなとも思いました。

**(2番)**

公判終了後の記者会見でも話したのですが、判決前にこれでこの人の人生が決まるんだと思うとドキドキしていました。判決を言い渡したときには、被告人にはしっかり立ち直って欲しいという気持ちでいました。

**(1番)**

裁判員の言葉を十分くみ上げてもらっていて、分かりやすくとてもよかったですと思いました。

**4 裁判員を務める上での負担感など（選任手続についての感想・意見を含めて）**

**(司会者)**

裁判員の選任手続のために裁判員候補者として裁判所にお越しいただくに当たって、あるいは、裁判員に選ばれて実際の裁判に参加されて、いろいろ負担に感じられた点などについてもお話しいただきたいと思います。

例えば、選任手続の進め方や裁判の日程の組み方、審理の中身、あるいは、仕事や家庭との関係などで、参加される市民の皆さんの負担を軽くするためにもっと工夫すべきだと感じられた点はあったでしょうか。

1番の方から順にお願いします。

**(1番)**

私は、八戸から参加していたのですが、家庭と職場が寛容で、理解があったので、参加することができましたが、家族や職場などのサポートがないと参加するのは無理だと思いました。小さな子供がいたら難しいでしょうし、今後はこのような点をどうするのかなど思いました。

**(2番)**

検察官、弁護人が、選任手続において、どのような人を排除したかまでは知

りたくありませんが、運転免許試験のように、選任された人が電光板等で一覧できるようになれば分かりやすいと思います。

**(3番)**

2番の方と同じです。

**(4番)**

選任手続については、2番の方と同じです。進行は分かりやすい方がいいと思います。私は会社員ですが、裁判員に選ばれたときの休暇について、会社側の考えがまだまだ低いのかなと感じました。

**(5番)**

4番の方と同様で、選任手続に出席する段階から、上司に呼出状等の書類を見せて相談しました。会社には裁判員としての休暇に関する規定がなく、有給休暇を取らざるを得なかったので、制度がスムーズに運営できるよう、もっと国が啓蒙や指導に力をいれてもらいたいと感じました。

辞退申出には柔軟な対応をしてもらえればと思います。

職場に対する報告のため、証明書を出してもらったのはよかったです。

**(司会者)**

裁判官から評議、判決の場面などについて、何かありますか。

**(裁判官)**

評議については、皆様から充実した評議であったという御意見をいただき、ありがとうございました。裁判員裁判に参加していただく方には、「審理に立ち会っていただいた上で、評議で自分の御意見を述べていただくのが、皆様の仕事の中心です。」と説明させていただいているところであり、評議の場で、御自分の意見をおっしゃっていただくという一番大切な職責を十分に果たしていただけるように努めて参りましたし、今後ともそのように努めて参りたいと考えております。

また、プロの立場で、裁判員の方々にぜひとも御理解いただきたい事項につ

きましては、丁寧に説明をするように心掛けております。

選任手続につきましては、貴重な御提言をいただきました。今後の運用の参考にさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

**(司会者)**

検察官、弁護士から何か御質問はありますか。

**(検察官)**

裁判長がホワイトボードに書いたというのは、評議の場において、裁判長が、犯行動機とか態様について、検察官、弁護人がどのように主張しているかホワイトボードに書き出し、それについて評議をしたということですか。

**(2番)**

そうです。先ほども話したとおり、結論をどっちに誘導しようというのはありませんでした。客観的に状況をホワイトボードに書き出して行って、これについて評議してくださいというようなものでした。

**(検察官)**

議論の経過が分かりやすかったという趣旨でしょうか。

**(2番)**

そうです。

**(弁護人)**

2番と3番の方が担当した事件では、共犯者であるCを証人として取り調べなかったのですが、御苦勞された点について、守秘義務に触れない範囲でお願いします。

**(裁判官)**

Cの裁判が後に控えている中で、審理する難しさはなかったですか。

**(2番)**

Cの心情が知りたかったこともありますが、Cがいなかったら、AとBは、この事件に巻き込まれなかったのでは、本当にCがA、Bを巻き込んだのか、

なぜ巻き込んだのかなどについて聞きたかったです。

**(弁護人)**

4番の方が担当した事件では、共犯者A、Bのうち、Bしか証人で取り調べませんでした。判断に困ることはありませんでしたか。

**(4番)**

Aがいないからといって判断に困ったということはありませんでした。

**(司会者)**

先ほど、弁護士から守秘義務の話が出ていましたが、守秘義務が負担になったということはありませんでしょうか。

**(1番)**

義務なので、堅いなという感じです。裁判所の方に、評議の中のことは秘密だけれど、それ以外のことは構わないと言われてはいたのですが、しゃべっているうちに、どこからどこまでがよいのか、悪いのか分からなくなりそうなので、それなら始めからあまりしゃべらない方がいいと思うところもあって、裁判のことはあまりしゃべっていませんでした。

**(2番)**

裁判のことは、何もしゃべっていませんが、あまり重荷には感じていません。

**(3番)**

評議でたくさん話し合いをしましたし、一歩外に出たら、事件のことを一切しゃべることもなく過ごしました。負担感はありません。

**(4番)**

私よりも、家族や職場の同僚などが気をつけていました。裁判の内容を言っただけではいけないんでしょうなどと言われましたし、私もそう思っていたのですが、裁判長から、裁判は公開されていますし、判決要旨もニュースに載ったりしているのだから、評議以外の部分についてはお話しして差し支えありませんよというようなことを言われて、だいぶ楽な気持ちになりました。それで、ニュー

スになっている部分は知人等と話すことができました。

**(5番)**

自分の仕事でも課せられることがあるので、特に抵抗感はありませんでした。

**5 これから裁判員となられる方へのメッセージ**

**(司会者)**

最後に、皆さんからお一人ずつこれから裁判員となられる方へのメッセージをお伝えいただければと思います。

**(5番)**

審理は、裁判官が私たちを集中できるように導いてくれるので、心配ありません。いつかは選任されるのだと思って生活した方がいいと思います。私自身も選ばれると思っていませんでしたが、決してマイナスな体験ではありませんでした。

**(4番)**

自分に関係ないと思っている人もいるとは思いますが、経験してみてください。刑の重さを決めることにはなりますが、判決結果に不服であれば、被告人が控訴することもできるので、そのことを念頭に置けば、気楽という大変ですが、苦しくはならないのではないかと思います。ぜひ、この制度に参加してみてください。

**(3番)**

選ばれた方は、ぜひ、やってもらいたいと思います。いい経験になると思います。

**(2番)**

環境が許すならば、やってもらいたい。裁判官は、親切丁寧だし、心配はありません。自分の感じた思いをそのまま素直に評議で出していけばいいと思います。2審、3審もあるのだから、あまり負担に感じることはないと思います。

**(1番)**

環境が整うならば、ぜひ、参加してもらいたい。色々な年代の方が真剣に議論して結論を出すことは、とてもいい経験になります。

## 6 法律家からの感想

### (司会者)

裁判員経験者の方々のお話をお聞きして、どのような御感想をお持ちですか。

### (検察官)

貴重な御提言をいただきありがとうございました。これらを持ち帰り、検討してよりよい制度にしていきたいと思えます。

判決後の説諭を聞いていると、裁判員が被告人に何を伝えたいと思っているのか、こちらにも伝わってきます。裁判長が皆様を代表して語りかけているのであり、それが被告人にも伝わってくれればと思えます。

### (弁護士)

貴重な問題提起をいただきありがとうございました。検察官がカラー等工夫した分かりやすい資料を作成していたのに、弁護人が簡単な資料しか用意しなかったことについては、反省しています。

また、ともすると、分かりやすくしようとするあまり、大切な情報が欠けてしまうこともあったのではないかと思えました。

特に、複雑な登場人物の関係については、弁護人から補充することも検討しなければと思えましたし、事件は時系列で起きるのだということも改めて考えさせられました。

これらの貴重な意見を踏まえ、被告人の主張の組み立て、証人尋問や弁論についての会内研修に役立てたいと思えます。よりよい弁護を考える上で、いい機会となりました。ありがとうございました。

### (裁判官)

貴重な御意見や御提言をいただきありがとうございました。皆様からいただきました御意見等を踏まえまして、今後も法曹三者が力を合わせて青森の裁判

員裁判をよりよいものにしていきたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

－ 休 憩 －

## 7 報道機関からの質問

### (a社)

裁判員を経験して少し時間が経ってみての意見をお伺いします。先ほど、5番の方が制度について啓蒙が必要だと社会環境の整備の点を要望されていたほか、1番の方は暴力団関係者の事件を担当して怖かったという話をしておられましたが、そのような事件は対象事件から外してもらいたいとか、対象事件に重い犯罪だけではなく、窃盗や道路交通法等を対象事件に入れた方がよいなど、裁判員制度も3年目に入り、改正した方がよい点があればお願いします。

### (1番)

私は、被告人が暴力団員の事件を担当しました。実際に、暴力団関係者は法廷に来ませんでした。もし来たら威圧感があったと思います。私が住んでいる地域の事件だったら行きたくないし断っていたと思います。今後、暴力団関係者が傍聴に来るような事件があったらどうするのかなと思っています。

### (a社)

事前にどういう事件か分かっていた方がよかったということですか。

### (1番)

分かっていたとしても、選ばればなるからしょうがないとは思いますが。

### (2番)

必要だと思いますが、窃盗や道路交通法違反等を対象事件とするのは、費用対効果の点で疑問があります。対象事件を広げる必要はないと思います。

### (a社)

逆に対象事件を狭めた方がいいと思いますか。

**(2番)**

それは分かりません。この制度を続けてみて、国の方でどう考えるかということだと思えますが。

**(3番)**

裁判員をしたことは、いい経験だったとは思いますが、個人的には、裁判員制度は、費用のこともありますし、一般人が迷惑を掛けているような気がするので、3年経ったらもうやめてもいいと思っています。

**(4番)**

対象事件は、今のままでいいと思います。私は、この制度は続けてもらいたいと思っています。私は、裁判員を経験して、裁判を身近に感じることができましたし、他の事件や裁判員裁判の結果等を注意して見るようになりました。また、裁判員経験者が身近に出てくれば、周囲の意識が向上するのではないかなと思いますので、ぜひ、続けてもらいたいと思います。

**(5番)**

制度については、どちらかと言えば肯定的な考えです。

一般的な国民の視点を取り入れるということで、この制度が始まったので、これを継続していってもらえればと思います。

ただ、この制度を続けるのであれば、休暇制度を始め、参加しやすい環境づくりが欠かせないという印象を持ちました。

**(b社)**

今回の意見交換会に参加を決めた理由をお願いします。また、同じ事件を担当した裁判員と話し合う機会が欲しいと思えますか。

**(5番)**

裁判員経験者同士で交流を図ろうというつもりはありません。今回も連絡先の交換などはしていません。また、自分の経験を発信していこうとも思っていない

ません。今回の意見交換会は、仕事の都合がだったので参加しました。特別な  
思いを持って参加したわけではありません。

**(4番)**

個人的には、休み明けで仕事が忙しいので、今回の出席に当たっては、かな  
り悩みましたが、今後の他の社員のためにもなるので、参加してはどうかとい  
う会社の後押しがあったので参加しました。

判決が出ているので、裁判員が会って話をするのではないと思っています。

**(3番)**

今回参加したのは、たまたま空いていたからです。同じ事件を担当した他の  
裁判員には、一切連絡をしていません。

**(2番)**

他の事件を担当された方がどういう気持ちだったのか興味があって参加しま  
した。

私としては、報道関係者がいないところで、ざっくばらんに意見交換をする  
ような場を想像していたのですが、タウンミーティングみたいでちょっとびっ  
くりしました。

私が担当した事件の裁判員は、すごく仲がよかったのですが、連絡先の交換  
等はしませんでした。4番の方と同じで、判決が出ていますから。

**(1番)**

休みの都合がだったので参加しました。自分が担当した事件のことで思い出  
すこともあったので、来てよかったと思います。

**(b社)**

2番の方は、報道関係者などがいない非公開の場で、ざっくばらんに話せる  
機会を作ってもらいたいということでしょうか。

**(2番)**

機会を作ってもらいたいというのではなく、あれば参加したいということです。

**(c社)**

4番と5番の方にお伺いします。裁判員裁判に参加して、職場ではどのような変化があったのでしょうか。

**(4番)**

特に大きな変化はありません。私が勤めている会社から初めての裁判員だったので、いずれ他の社員も選ばれるということを身近に感じたと思います。それで、今回の意見交換会もぜひ参加してもらいたいという感じでした。

**(c社)**

仕組みとしては変化がなかったけれども、上司等に身近に裁判員裁判を感じてもらえたということでしょうか。

**(4番)**

私が勤めている会社は、全国展開している会社なのですが、裁判員に選ばれた社員は、全国で私が初めてだったので、いずれ他の社員も裁判員に選ばれるであろうということは認識したと思います。

**(5番)**

私が参加して、特に何が変わったということはありませんし、裁判員裁判に参加するに当たっての休暇規定等が見直されたということもありません。

他のスタッフもそういう機会があるということは、上司も認識したと思います。

**(b社)**

裁判員裁判の判決終了後の記者会見が行われた事件とどなたも出席されなかった事件があるのですけれども、記者会見以外でもこのような形なら取材に応じられたのにとか、裁判員裁判の取材に関して何かあればお願いします。

**(1番)**

私は、記者会見に出席しましたが、一人だったら出席する勇気はありませんでした。他の方が出席するから私も出席しました。

**(4番)**

私は、記者会見に出席しませんでした。他の裁判員の方も記者会見という言葉が重い感じがしてたじろいだ部分があるのではないのでしょうか。もっと、ニュアンスを柔らかくしてもらえればと思います。

**( a 社 )**

5 番の方にお伺いします。被告人に質問することについて、抵抗感があるということでしたが、どのような抵抗感でしょうか。

**( 5 番 )**

うまく言えないのですが、もし、私が裁判員に選ばれたら人を殺した人の目を見て話すことができるのかなとか思っていました。

私の担当した事件は、そこまでではありませんし、被告人は神妙な面持ちでしたが、このような事件を起こす強い内面を持った人に私が思ったことを、本人にとって都合の悪いことを聞くことができるのかという思いがあり、できれば他の人に聞いて欲しいという気持ちでした。

**( 司会者 )**

時間が参りましたので、本日の裁判員経験者との意見交換会を終了させていただきます。

本日は大変貴重な御感想をいただきましたし、これから裁判員になられる方に対する貴重なメッセージもいただきました。

皆様からいただいた御感想、御意見を基にして、よりよい審理の在り方、裁判員裁判について考えていきたいと思えます。本日は、本当にありがとうございました。